

# 介護福祉士養成教育課程における修得度評価に関する研究(第1報) —ドイツの現状から中間試験の意義と実施の可能性について検討する—

静岡県立大学短期大学部 高木 剛

## I. はじめに

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴ない、高齢者の介護に係るニーズが多様化、複雑化、高度化している。介護福祉士がそのようなニーズに適切に対応するためには、言うまでもなくその土台となる専門的知識・技術の修得が不可欠である。介護福祉士の養成教育は四年制大学のほか、短期大学や専門学校などで実施されているが、4年間、あるいは2年間の養成教育課程の「中間的段階」において専門的知識・技術の修得度を評価する統一的な基準は示されていない。すなわち、学生の修得度評価については、その基準の設定や実施も含めて介護福祉士を養成する各養成施設の判断に委ねられている。

本件に係る先行研究として、池森ら(2018)<sup>1)</sup>、中山ら(2016)<sup>2) 3)</sup>、横山ら(2015)<sup>4)</sup>などが散見されるが、そのほとんどは介護技術や看護実践など実務に関するもので、しかも卒業時の修得度評価として実施されるものである<sup>1)~10)</sup>。したがって、養成教育課程の「中間的段階」における修得度評価に関する研究成果の蓄積は極めて乏しいと言ってよい。

ところで、わが国と同様に高齢化に伴う介護問題に直面しているドイツでは、2020年1月1日より高齢者介護、看護、小児看護を統合した新たな介護・看護職(ジェネラリスト)としてPflegefachmannの養成制度が創設された。その養成教育課程では、訓練生の修得度を評価する仕組みとして、中間試験(Zwischenprüfung)の実施が法律で規定されており、その評価基準等について明らかにすることは、わが国の介護福祉士養成課程における修得度評価に係る検討に資すると

考える。

そこで、本稿においては、ドイツにおけるPflegefachmannの養成教育課程における中間試験(Zwischenprüfung)に注目し、その目的や評価基準等について整理することを目的とした。

## II. 研究方法

本研究では、Pflegefachmannの養成教育課程に係る文献・資料を使用し、中間試験(Zwischenprüfung)に係る目的や評価基準等について整理した。なお、使用した主な文献・資料は、次のものである。

- Pflegeberufegesetz (PflBG)<sup>11)</sup>
- Pflegeberufe-Ausbildungs- und Prüfungsverordnung (PflAPrV)<sup>12)</sup>
- Schulungszentrum für Altenpflege (SFAP) のホームページ<sup>13)</sup>
- Pflegeausbildung aktuell - Modern, vielfältig und zukunftsfähig (2020)<sup>14)</sup>

## III. 倫理的配慮

本研究は各種文献・資料などによるもので、その引用にあたっては出典を明記した。

## IV. 介護福祉士養成教育における資格取得時の到達目標

2007年の社会福祉士及び介護福祉士法一部改正に先立ち、2006年に厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として設置された「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」より、「求められる介護福祉士像」(12項目)が示された。その後、介護福祉士としての「資

格取得時の到達目標」(11項目)も追加された(表1)<sup>15)</sup>。前者は、介護福祉士として目指すべき到達目標として、そのコンピテンシー(大枠)を示していると捉えられる。一方、後者は、介護福祉士の資格取得時の到達目標として、そのコンピテンシー(大枠)を示していると捉えられる。両者とも、介護福祉士資格取得時、あるいはそれ以後に求められるコンピテンシー(大枠)であり、本稿が目指す養成教育課程における「中間的段階」ではないことに留意する必要がある。

近年、若者の基礎学力の低下などが指摘されている中で、介護福祉士に求められる専門知識・技

術をいかに高めていくかは社会的課題と言える。介護福祉士養成施設においては、学生がより高い学修効果を得られるように創意・工夫して教授することが求められるが、それと並行して、計画的・段階的に修得度を評価する仕組みが不可欠である。とりわけ、養成教育課程の「中間的段階」での修得度評価は今後の重要な検討課題であるが、筆者が調べた限りではその先行研究は皆無に等しい。そこで、次章からはドイツにおける新たな介護・看護職(ジェネラリスト)の養成教育および修得度評価としての中間試験(Zwischenprüfung)について紹介する。

表1. 資格取得時の到達目標

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける</li> <li>2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する</li> <li>3. 介護実践の根拠を理解する</li> <li>4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる</li> <li>5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる</li> <li>6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる</li> <li>7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う</li> <li>8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける</li> <li>9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける</li> <li>10. 的確な記録・記述の方法を身につける</li> <li>11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける</li> </ol> |
|---|

(出典) 介護福祉士養成講座編集委員会編：最新 介護福祉士養成講座3 介護の基本Ⅰ. 中央法規，91(2019)より筆者作成

## V. ドイツにおける新たな介護・看護職(ジェネラリスト)としてのPflegefachmannの養成教育

ドイツでは、2020年1月1日から新たな介護・看護職(ジェネラリスト)として、Pflegefachmannの養成教育が実施されている。Pflegefachmannは、高齢者介護、看護、小児看護に係る幅広い領域を担うジェネラリストとして養成されており、すべての年齢層の人々に対

してケアすることが可能になる。そのため、従来と比べてより近代的で魅力的な職業資格になると期待されている。Pflegefachmannは、「介護・看護職を改革する法律」(Gesetz zur Reform der Pflegeberufe)<sup>11)</sup>(以下、介護・看護職改革法という。)を根拠法としている。これまでAltenpfleger, Gesundheits-und Krankenpfleger,そしてGesundheits-und Kinderkrankenpflegerの職業資格とその養成教育を規定していた、老

人介護職法 (Altenpflegegesetz)<sup>15)</sup> や看護職法 (Krankenpflegegesetz)<sup>16)</sup> は、介護・看護職改革法に置き換わり、上記3職種の職業資格と養成教育は統合された。

Pflegefachmann の養成教育は、フルタイム形式 (3年間)、またはパートタイム形式 (5年間) で実施される。また、養成教育では、理論教育 (2,100時間) に加え、実務教育 (2,500時間) が必要となる<sup>12)</sup>。その具体的なカリキュラムについては紙幅が十分でないため別稿に譲る

が、(フルタイム形式の場合) 訓練生は2年間の修了時に、引き続き Pflegefachmann の資格取得を目指すための養成教育を継続するか、それとも高齢者介護、あるいは小児看護の専門分野の学修を深化するために Altenpfleger、あるいは、Gesundheits- und Kinderkrankenpfleger の資格取得を目指す養成教育に切り替えるか選択することができる (図1)。その際に実施されるのが中間試験 (Zwischenprüfung) である。



図1. Pflegefachmann の養成制度

(出典) Ausbildung Pflegefachfrau und Pflegefachmann (ヘッセン州のホームページ) より。

## VI. Pflegefachmann の養成教育課程における中間試験 (Zwischenprüfung) とその評価基準

介護・看護職改革法第6条第5項では、中間試験 (Zwischenprüfung) を実施することが規定されている。中間試験 (Zwischenprüfung) は、各州の規定にもとづき養成校が責任をもって実施する<sup>12)</sup>。そして、中間試験 (Zwischenprüfung) は、3年間の養成教育課程のうち、2年次修了時にそれまでの養成教育の修得度を評価するもので、最初の2年間で教授されるコンピテンシーが対象となる (表2)。また、3年次の養成教育は中間試

験 (Zwischenprüfung) の結果に関わらず継続して実施されるが、中間試験 (Zwischenprüfung) の結果によって養成教育の修得度が一定水準に満たない場合は、学修成果を確実にするためにどのような措置が必要であるかを、訓練生とともに調べ、把握することが求められる<sup>12)</sup>。

中間試験 (Zwischenprüfung) の例として、ハンブルク州にある高齢者介護・看護研修センター (Schulungszentrum für Altenpflege(SFAP) ; トーマス・シューマン有限責任会社が運営)<sup>13)</sup> では、筆記試験と実技試験で構成し、前者は120分で少なくとも2つの学習領域から出題される予定で

ある。一方、後者は複雑な介護・看護行為を伴うとして実践することが課せられる予定である<sup>13)</sup>。  
利用者の場面が設定され、実際の支援の一部と

表2. 中間試験 (Zwischenprüfung) で求められるコンピテンシー

**(学修領域 I) 緊急および持続的介護状況における介護・看護過程および介護・看護診断を、責任をもって計画、企画、形成、実施、管理、評価する**

1. あらゆる年齢層の人々の介護・看護を、責任をもって計画、企画、形成、実施、管理、評価する。  
訓練生は、

- a) 介護・看護過程に関する主要な理論とモデルについて、基本的な理解ができていて、これをあらゆる年齢層の人々の介護・看護過程を計画する際に役立てる
- b) 介護・看護過程の企画、実行に関わる
- c) 選択したアセスメント方法を利用し、介護・看護診断学の概念を用い、介護・看護の必要性を説明する
- d) 緊急および持続的介護・看護状況において、異なるライフステージ、発達段階で生じる介護・看護のきっかけ、介護・看護の必要性を頻繁に判断する
- e) 介護・看護の目標を提案し、確実な介護・看護を実践し、介護・看護の有効性を一緒に評価する
- f) デジタル式ドキュメンテーションシステムも利用し、実践した介護・看護、観察を介護・看護記録に記し、この記録に基づき、介護・看護過程の評価に関わる
- g) 要介護・看護の状態を分析し、克服するために、生活世界指向の提案、およびその効果を介護・看護行為に統合する
- h) 通所型および入所型の様々な介護・看護状況が、介護・看護過程の形成におよぼす影響について熟考する

2. 健康上の問題があるあらゆる年齢層の人々の介護・看護過程と介護・看護診断を、健康増進と病気の予防に特に焦点を当てて、計画、企画、形成、実施、管理、評価する

訓練生は、

- a) 健康上の問題があるあらゆる年齢層の人々の介護・看護に関するデータ、付随するリソースおよび障害となる要因を集める
- b) 基本的な介護・看護学と関連学問の認識をもとにして、介護・看護の必要性が予想され、健康状態による制限のある人々の現在のデータを解明し、説明する
- c) 治癒と予防を目指す計画的な介護・看護介入、および健康増進に向けた介入を行う
- d) 家族の者をあらゆる年齢層の人々の介護・看護ケアに関わらせる
- e) 不和が生じそうなサインに気づき、相応の観察を続ける
- f) 介護・看護行為の基礎となる身体的、精神的、心身的関連について基本的な理解ができている
- g) 介護・看護の知識領域、健康増進、医学に関する新しい情報について解明する

**3. 負担が大きく危機的な生活状況にあるあらゆる年齢層の人々の介護・看護過程および介護・看護診断を、責任を持って計画、企画、形成、実施、管理、評価する。**

訓練生は、

- a) 認知症の進行段階、あるいは重篤な慢性疾患の経過段階にあるあらゆる年齢層の人々の介護・看護、補助、支援を行う
- b) 発達・健康状況により命の危険にある家族のための克服のパターンと支援の提供に関する基本的な知識を持っている
- c) 異なる行動領域において、病気の重症度が最も高い患者や臨終にある人々の個別化した介護・看護過程の実施に関わる
- d) 病気の重症度が最も高い患者や臨終にある人々に寄り添い、宗教の観点からも特殊な要求を尊重し、喪失と悲しみを克服し消化するために、家族の人々を支援するにあたり協力する
- e) 緩和ケアを提供する場合の特別な重点に関する基本的な知識を持っている

**4. 生命を脅かすような状況、危機的状況、災害状況において、目的に合わせた行動をとる**

訓練生は、

- a) 生命を脅かすような状況において、必要な介入決定を下し、医師が到着するまでに生命維持に必要な応急措置を行う
- b) 医師が到着するまで、応急処置を行う者の手配をする
- c) 介護・看護施設や保健機関における緊急事態を見きわめ、緊急時計画および緊急避難の基準にしたがう行動をする

**5. あらゆる年齢層の人々の生活形成を支援し、補助し、アドバイスを行う**

訓練生は、

- a) 利用者および家庭環境の社会的、および経歴に関する情報を収集し、生活および発達形成におけるリソースを確認する
- b) 異なる年齢層の人々を対象とした、意義を生み出す活動、文化的な関わり、学習および遊戯の提供を利用し、生活の質や人生における包括的な発達を促す
- c) 日常の活動を計画、形成するにあたり、利用者の要求と期待、文化的、宗教的背景およびライフステージと発達段階を考慮する
- d) 様々なケア状況におけるボランティア活動の可能性を確認する

**6. 人生における発達と自律を促す**

訓練生は、

- a) 特に利用者の自己決定能力に限界がある場合には、利用者の自己決定権を守る
- b) 先天性または後天性の障害を持つ人々が、限られた能力を補うことを責任を持って支援する
- c) 長期にわたる日常生活の制限に関する基本的知識を用い、リハビリテーションにより日常生活能力を維持し、取り戻すために尽力し、技術的な補助システムも介護・看護行為に組み入れる
- d) 使い慣れているシステムと社会的ネットワークに関する基本的知識を持ち、このシステムとネットワークが、専門の介護・看護システムとともに作用し、成果を上げる意義について評価する
- e) 相互作用および介護・看護過程の形成を、利用者の身体的、感情的、認知的発達段階に合わせる

**(学習領域Ⅱ) コミュニケーションとアドバイスを人指向および状況指向で形成する**

**1. あらゆる年齢層の人々、およびその介護・看護者とのコミュニケーション、相互作用を人指向および状況指向で形成し、適切な情報を確保する**

訓練生は、

- a) 相互作用の中で、自分の感情と解釈・行動パターンを見きわめる
- b) 異なる年齢階級の人々とその介護・看護者と、短期的、長期的な関係を築き、その際、感情移入、評価、注意深さ、調和の根本原理に対して注意を払う
- c) コミュニケーションにおいて、言葉による相互作用形式と並んで、言葉を用いない、パラ言語による、身体を使った相互作用形式を利用し、関係を構築する際に距離感を考慮する
- d) 合意・参加指向的対話の原則を用いる
- e) 基本的な、特に健康、年齢、文化によりコミュニケーションの障害となる物を見きわめ、これを調整するための支援策を講じる
- f) 利用者との徐々に際立ってくる、または存在する不和を見きわめ、不和解決の基本的原則を用い、同僚のアドバイスを役立てる
- g) 介護・看護上のコミュニケーションにおける不均衡と制度上の制限を見きわめる

**2. あらゆる年齢層の人々に対する情報提供、訓練、アドバイスを責任を持って企画、形成、管理、評価する**

訓練生は、

- a) 健康や介護・看護に関する質問について、あらゆる年齢層の人々に情報を与え、セルフケアを行う場合には、特に介護・看護者を指導し、他者がケアを行う場合には、ボランティアの人々の指導を行う
- b) 情報や指示を与える場合には、教授原理を用いる
- c) 情報、指示、訓練を拡大する中で、結果を問わない参加型のアドバイスの原則、目的に関する基本的な理解を広げる

**3. 倫理的な観点でよく考えて行動する**

訓練生は、

- a) 異なるライフステージにおける利用者の人権、倫理規範、および宗教的、文化的、民族的、その他の習慣を尊重する
- b) 利用者の自律の原則を、競合するいくつかの倫理学的原理の一つとして認識し、利用者が自分で決めた生活形成をするのを支援する
- c) 倫理学上の不和、ジレンマの状況を見きわめ、代わりとなる別の行動が可能であるかを調べ、決定するための根拠を探る

**(学修領域Ⅲ) 様々な組織状況の中で、専門職内、専門職間の行為を、責任を持って形成、または共に形成する**

**1. 異なる資格を持つ者から成る介護・看護チームを構成するにあたり、責任を負う**

訓練生は、

- a) 異なる資格を持つ者から成るチームにおける調整・調和プロセスの重要性を自覚し、各々の異

なる責任・任務範囲を根拠に基づいて区切る

- b) 同僚のアドバイスを求め、それに応じる
- c) 訓練生、実習生、ボランティアの人々に仕事を教え込み、指導するための基本的な知識を持っていて、チームの中で専門職化していくプロセスで彼らを支援する
- d) 介護・看護の仕事の企画に関与する
- e) チームの発展プロセスに関与し、チーム内でお互いを尊重する

## 2. 介護・看護状況において医師の指示を自主的に実行に移す

訓練生は、

- a) 予防医学が求めることを守り、異なる介護・看護のケア領域において感染予防の基本的ルールを適用する
- b) 法的規定にしたがい、医学的診断によって医師が指示した処置と治療を、習得した知識レベルの範囲で協力して行う
- c) 安定した状況での医学的介入を伴う介護・看護事象、悪化を観察し、解明する
- d) 知識レベルに応じて、診断による処置と治療の支援、補助に協力し、安定した状態で行為を引き受ける
- e) プロセスにそって慢性の傷の判断をし、傷のケアの基本原理を適用する

## 3. 学際的チームで、あらゆる年齢層の人々のケアと治療を協力して行い、互いの接点での一貫性を確実なものにする

訓練生は、

- a) ケアと治療において、効果的な学際的共同作業に関わり、制度上の接点における問題に気づく
- b) 専門職種間でコミュニケーションを行い、参加した職業集団の異なる見方について熟考する
- c) 介護・看護施設における専門職種間の不和と暴力現象を察知し、原因、判断、処理に関する基本的知識を用いる
- d) 様々なケア状況における介護の調和をはかり、スケジュールと職業集団を包括する作業の企画に協力する
- e) プライマリケアにおける、慢性の病気を持つ人々の統合的ケアに関する基本的知識を持っている
- f) 指示により、患者指向および患者参加を顧慮して、専門職間のケアプロセスの評価に関与する

## **(学修領域 IV) 法律、規則、倫理指針に基づいて、自分の行為についてよく考え、根拠づける**

### 1. 様々な施設における介護作業、ケアの質を確実なものにする

訓練生は、

- a) 内部および外部の質保証に対する基本的要求を、直接的な介護・看護行為に統合する
- b) 特に質の保証のある手段、例えば、エビデンスに基づいた指針と基準に即して行為を決定する

## 2. 介護・看護行為におけるケア状況と組織的関連を考慮し、その場合に経済的、生態学的原則を守る

訓練生は、

- a) 介護・看護専門職員の監督と指導の下で職務を行い、法的基準、および法的基準にある養成教育と職業に関する権利と義務についてよく考える
- b) 社会全体の変化、医療制度、社会制度における経済、技術、また疾病、人口統計学に関わる動態について知識を選び用いることができる
- c) 医療と社会の領域における立法について基本的知識を持っている
- d) 入所型、部分的入所型、通所型の介護・看護分野の法的権限、異なる会計制度についての基本的知識を持っている
- e) 医療施設における生態学に注意を払い、施設を経済的、生態学的に形成するための構想と指針について基本的知識を持っていて、物的リソースおよび人材を経済的、生態学的に持続して扱う

### (学修領域 V) 学問的知識、職業倫理的価値観と立場に基づいて、自分の行為についてよく考え、根拠づける

#### 1. 最新の学問的知識、特に介護・看護学における研究結果、理論、モデルにそった介護行為を行う

訓練生は、

- a) 学識に基づいた介護・看護の意義、また自分の行為の基盤となる知識を継続的に検討し、場合により変更する必要性を理解し、認める
- b) 選択したテーマに対して学問的根拠のある知識を解明し、情報を評価するためにいくつかの基準を適用する
- c) 中心となる介護・看護学、および関連のある学問の理論、構想、モデル、エビデンスに基づく研究を選び、これらを基礎として、介護・看護行為を継続して根拠づけ、熟考する

#### 2. 自分の個性の発達（生涯学習）と職業上の自己理解に対する責任を負う

訓練生は、

- a) 個人的な職業上の今後の発達の要素として、生涯学習を評価し、自己学習に対する自己主導性と責任を負い、そのために最新の情報技術、情報通信技術も利用する
- b) 切迫する過大な要求、または過少な要求に早期に気づき、職場に必要な変化、かつ／または自分のコンピテンシーの際立った特徴の変化を認識し、そこからふさわしい行為の自発性を導き出す
- c) 自分自身のケアを行い、自分の健康維持に尽くし、支援の機会をとらえ、または各々の学習の場にこの機会を求める
- d) プロの介護・看護者としての自分の個人的な発達についてよく考える
- e) 介護・看護職の歴史的な関連、健康に関わる職業における介護・看護職の役割について理解している
- f) 社会的、社会人口学的、経済的変化と職業の発展との関連について理解している
- g) 介護・看護職の国内外の発展を注意深く見守る

出典) Pflegeberufe-Ausbildungs- und Prüfungsverordnung (PflAPrV)<sup>12)</sup> より筆者作成。



## VII. わが国における中間試験の意義と可能性

冒頭で触れたとおり、わが国の介護福祉士においては、利用者の介護ニーズの多様化、複雑化、高度化に適切に対応するため、これまで以上に高い専門性が求められている。しかし、介護福祉士養成教育課程において、各授業科目の単位認定に係る定期試験以外に学生の修得度を評価する仕組みを導入している養成施設は少数派であると言えよう。養成教育課程における1年次、あるいは2年次の修了時点において中間試験（Zwischenprüfung）を課すことにより、その時点における学生の養成教育の修得度を把握し、弱点の克服に向けた計画的な指導やアドバイスが可能となる。介護福祉士に求められる専門的知識・技術を計画的、かつ効果的に学生に修得させるためには、ドイツのように中間試験（Zwischenprüfung）の法的義務化しないとしても、まずは各養成施設のレベルにおいて、その実施および評価基準の設定などについて検討することは不可欠であると考える。

## VIII. 結論

2020年1月1日にドイツで創設されたPflegefachmannの養成教育課程では、中間試験（Zwischenprüfung）の実施が法的に義務づけられている。その目的は、3年間の養成教育課程のうち、2年次修了時にそれまでの養成教育の修

得度を評価し、必要に応じて学修成果を確実にするための措置を講じるためである。中間試験（Zwischenprüfung）は、各州の規定をもとに養成校が責任をもって実施する。養成教育課程における1年次、2年次に修得するコンピテンシーが対象となり、筆記試験や実技試験をとおして評価される。

このようなドイツでの取り組みを手がかりに、わが国の介護福祉士養成教育課程においても中間試験の実施および評価基準の設定などについて検討することが求められる。

## IX. おわりに

本稿では、わが国の介護福祉士養成課程における「中間的段階」の修得度評価に係る検討に資するため、ドイツのPflegefachmann養成課程における中間試験（Zwischenprüfung）の概要を明らかにした。

介護を必要とする高齢者等のニーズに的確に対応するためには、介護福祉士養成施設の学生がその専門的知識・技術を計画的に修得できるようにカリキュラムを編成するとともに、その修得度を評価する仕組みを設けることが求められる。そういう意味で、ドイツにおける中間試験（Zwischenprüfung）の取り組みは注視に値すると言えるだろう。

### 【引用・参考文献】

- 1) 池森康裕, 高橋由紀, 他: 介護福祉学教育における修得度評価作成の試み—OSCE実施の効果と課題—. 北海道医療大学看護福祉学部紀要. 25, 45 - 51 (2018).
- 2) 中山和美, 宇田優子, 他: 看護実践能力修得度調査からみた教育評価: 第6報. 新潟医療福祉学会誌. 16(1), 61 (2016).
- 3) 中山和美, 宇田優子, 他: 看護実践能力修得度調査からみた教育評価: 第5報. 新潟医療福祉学会誌. 15(1), 58 (2015).
- 4) 横山さつき, 野村敬子, 他: 介護福祉士養成課程における介護技術習得度に関する研究 (第2報). 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要. 16, 67 - 78 (2015).
- 5) 中山和美, 宇田優子, 他: 看護実践能力修得度調査からみた教育評価: 第4報. 新潟医療福祉学会誌. 14(1), 80 (2014).
- 6) 横山さつき, 野村敬子, 他: 介護福祉士養成課程における介護技術習得度に関する研究 (第1報). 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要. 15, 75 - 84 (2014).
- 7) 大崎千秋: 「介護福祉士養成課程における技術修得度評価等の基準策定」における活用と課題—本学学生に試行実施した結果から—. 名古屋柳城短期大学研究紀要. 35, 195 - 202 (2013).
- 8) 黒野俊介, 伊東亜紀雄, 他: 実務実習における学習の修得度と不安に関する薬学生の自己評価. 医学教育. 43 (3), 193 - 198 (2013).

- 9) 中山和美, 宇田優子, 他:看護実践能力修得度調査からみた教育評価:第3報. 新潟医療福祉学会誌. 13(1), 80 (2013).
- 10) 中山和美, 宇田優子, 他:看護実践能力修得度調査からみた教育評価:第2報. 新潟医療福祉学会誌. 12(1), 44 (2012).
- 11) Gesetz zur Reform der Pflegeberufe (Pflegeberufereformgesetz -PflBRefG) vom 17. Juli 2017.
- 12) Ausbildungs- und Prüfungsverordnung für die Pflegeberufe (Pflegeberufe-Ausbildungs- und -Prüfungsverordnung - PflAPrV) vom 2. Oktober 2018.
- 13) Schulungszentrum für Altenpflege (SFAP) のホームページ  
(<https://sfap.de/ausbildung.html>) (2020年7月6日閲覧)
- 14) Bundesinstitut für Berufsbildung: Pflegeausbildung aktuell - Modern, vielfältig und zukunftsfähig (2020).
- 15) 介護福祉士養成講座編集委員会編:最新介護福祉士養成講座3 介護の基本1 .中央法規, 91(2019).
- 16) Gesetz über die Berufe in der Altenpflege (Altenpflegegesetz) vom 17. November 2000.
- 17) Gesetz über die Berufe in der Krankenpflege (Krankenpflegegesetz-KrPflG) vom 16. Juli 2003.
- 18) Ausbildung Pflegefachfrau und Pflegefachmann (ハンブルク州のホームページ)  
(<https://rp-giessen.hessen.de/soziales/ausbildungsfinanzierung-pflegeberufegesetz/ausbildung-pflegefachfrau-und-pflegefachmann>) (2020年8月1日閲覧)